

# 健康福祉委員会資料

## (消防局関係)

### 1 令和4年第2回定例会提出予定議案の説明

(2) 議案第15号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第15号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和4年2月10日  
消 防 局

# 議案第 15 号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例 の制定について

年額報酬を階級に応じた額に改めること、出勤報酬を新設すること、給与を消防団員へ直接支給すること等のため改正するもの

## 1 改正の主な内容

### (1) 年額報酬の改定

一律 36,500円	→	団長	82,500円
		副団長	69,000円
		分団長	50,500円
		副分団長	45,500円
		部長及び班長	37,000円
		団員	36,500円

### (2) 出勤報酬の新設

消防団員が災害の防除に従事したときは1日につき8,000円、訓練その他必要な職務に従事したときは1日につき3,500円を出勤報酬として支給することとするもの

### (3) 給与の直接支給

消防団長を経て消防団員へ支給していた給与を、消防団員へ直接支給することとするもの

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行

## 議案第15号参考資料

### 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例関係

#### 1 改正の背景

消防庁が「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、令和2年12月から令和3年3月にかけて消防団員の適切な処遇のあり方について議論を行い、同検討会の中間報告を踏まえて、令和3年4月に通知を発出し、その通知において、年額報酬を階級に応じた額とすること、出勤報酬を創設すること、報酬等を消防団員へ直接支給すること等が消防団員の処遇改善に向け今後必要な措置として市町村が取り組むべき事項として取りまとめられ、必要な条例改正については、令和4年3月末日までに行い、同年4月1日から施行することが求められた。

#### 2 改正理由

本市においては、川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例で定める消防団員の定員を充足していないところ、災害が多様化し、及び激甚化するなかで、地域防災力の要として重要な役割を果たしている消防団員の確保に向けて、上記1中の通知の内容を踏まえ、消防団員の処遇改善等必要な措置を行うため、条例を改正するもの

#### 3 消防団員数（令和4年1月1日現在）

定員 1,345人

現員 1,097人

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市消防団給与条例 昭和23年1月10日条例第1号</p> <p>川崎市消防団給与条例</p> <p>第1条 本市消防団員の給与は、別に定めるもののほかはこの条例によりこれを支給する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>第2条</u> 消防団員が公務により _____ 出張したときは、川崎市旅費支給条例 <u>(昭和22年川崎市条例第21号)</u> を準用して費用弁償を支給する。ただし、その等級については、予算の範囲内で市長が別に定める。</p> <p><u>第3条</u> 消防団員（川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例（昭和38年川崎市条例第31号）第4条第2項第2号に規定する機能別団員を除く。<u>次項から第5項まで</u>において同じ。）には、<u>次の各号に掲げる階級の区分に応じ、当該各号に定める額を年額報酬として</u>支給する。</p> <p><u>(1) 団長 年額 82,500円</u></p> <p><u>(2) 副団長 年額 69,000円</u></p> <p><u>(3) 分団長 年額 50,500円</u></p> <p><u>(4) 副分団長 年額 45,500円</u></p> <p><u>(5) 部長及び班長 年額 37,000円</u></p> <p><u>(6) 団員 年額 36,500円</u></p> <p>2 前項の<u>年額報酬</u>は、新たに消防団員となった日から退職し、又は失職した日（死亡した場合にあっては、その日の属する月の末日）までの期間（勤務しない期間を除く。）について<u>支給する</u>。</p>	<p>○川崎市消防団給与条例 昭和23年1月10日条例第1号</p> <p>川崎市消防団給与条例</p> <p>第1条 本市消防団員の給与は、別に定めるもののほかはこの条例によりこれを支給する。</p> <p><u>第2条</u> <u>消防団員が、災害の防除又は訓練のために出務したときは、費用弁償として出務1回について、3,500円を支給する。</u></p> <p><u>2</u> <u>災害の防除又は訓練に従事した場合において、市長が必要と認めるときは、前項の金額に3,500円以内を加給することができる。</u></p> <p><u>第3条</u> 消防団員が公務により <u>市外に</u>出張したときは、川崎市旅費支給条例 _____ を準用して費用弁償を支給する。ただし、その等級については、予算の範囲内で市長が別に定める。</p> <p><u>第4条</u> 消防団員（川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例（昭和38年川崎市条例第31号）第4条第2項第2号に規定する機能別団員を除く。<u>以下この条</u>において同じ。）には、<u>年額36,500円の報酬を</u>支給する。</p> <p>2 前項の<u>報酬</u>は、新たに消防団員となった日から退職し、又は失職した日（死亡した場合にあっては、その日の属する月の末日）までの期間（勤務しない期間を除く。）について<u>支給し、その支給月は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの2期に分け、それぞれの期の翌月とする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>3 消防団員が第1項各号に掲げる年額報酬の額の異なる階級に異動した場合、異動した日から異動後の階級に応じた額の年額報酬を支給する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>4 次の各号に掲げる消防団員に対し、当該各号に定める報酬の額を第1項各号に掲げる年額報酬の額に加算して支給する。</u></p> <p>(1) 消防団書記 月額 1,000円</p> <p>(2) 消防自動車機関員 月額 1,000円</p> <p>(3) 小型動力ポンプ機関員 月額 400円</p>	<p><u>3 第1項の報酬のほか、次の各号に掲げる消防団員に対し、当該各号に定める報酬を加算して支給する。</u></p> <p>(1) 消防団書記 月額 1,000円</p> <p>(2) 消防自動車機関員 月額 1,000円</p> <p>(3) 小型動力ポンプ機関員 月額 400円</p>
<p><u>5 前項各号に掲げる報酬は、消防団員が新たに同項各号の職を命ぜられた日から当該職を免ぜられた日（死亡した場合にあっては、その日の属する月の末日）までの期間（勤務しない期間を除く。）について支給する。</u></p>	<p><u>4 前項各号に掲げる報酬は、消防団員が新たに同項各号の職を命ぜられた日から当該職を免ぜられた日（死亡した場合にあっては、その日の属する月の末日）までの期間（勤務しない期間を除く。）について支給する。</u></p>
<p><u>6 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、勤務した期間の日数に応じて日割によって計算した額とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>7 消防団員が次の各号に掲げる職務に従事する場合には、当該各号に定める額を出動報酬として支給する。</u></p> <p>(1) 災害の防除 1日につき 8,000円</p> <p>(2) 訓練その他必要な職務 1日につき 3,500円</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>8 前項各号に掲げる出動報酬の額に、職務に従事した時間が同項第1号の職務にあっては1日につき7時間45分、同項第2号の職務にあっては1日につき3時間30分を超える時間1時間につき1,000円を加算して支給する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第4条 給与は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの2期に分け、それぞれの期の最終月の翌月に各受給者にこれを支給する。</u></p>	<p><u>第5条 給与は、消防団長を経て各受給者にこれを支給する。</u></p>
<p><u>2 前項の規定により支給期月ごとに支給する給与のうち前条第1項の年額報酬の額は、同項各号に掲げる年額報酬の額に100分の50を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>3 前項の規定にかかわらず、前条第2項又は第3項の規定により年額報酬を支給する場合であって、期の初日から支給するとき以外のとき又は期の末日まで支給するとき以外のときは、第1項の規定により支給期月ごとに支給する給与のうち同条第1項の年額報酬の額は、前項の規定により乗じて得た額を基礎として、勤務した期間の日数に応じて日割によって計算した額とする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>第6条 消防団長は、第2条及び第4条の規定により、給与の支給を受けることができる団員を調査し、請求書により、第4条第1項については支給月の10日までに、第2条及び第4条第3項については、毎月10日までに前月分を市長に請求しなければならない。</u></p> <p><u>第7条 第6条の請求書の様式は、市長が別にこれを定める。</u></p>